

下船後の療養補償に関する広報

船舶所有者の皆さまへ

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

療養補償証明書の適正な取扱いをお願いします

■ 下船後三月の療養補償とは？

船員保険では、原則として乗船中に発生した職務外の病気やけがについて、下船日（療養を受けることができる状態になった日）から3ヶ月目の日の属する月の末日までの間は、医療機関に「船員保険療養補償証明書」を提出することにより、自己負担なしで療養を受けることができます（下船後三月の療養補償）。

療養補償証明書のご使用にあたり、以下の点にご注意のうえ、適正な取扱いをお願いいたします。

■ 療養補償の対象となる病気やけがは？

療養補償の対象となる病気やけがは、原則として乗船中に発生したものに限られます。ただし、乗船前や下船から再乗船までの間（雇用契約存続中に限る）であっても船員としての職務遂行性（雇用契約に基づき船員所有者の指揮命令下にあること）が認められるものは「乗船中」と同じ取扱いになります。

ご注意ください！

下記のような場合は療養補償の対象にはなりませんので、ご注意ください。

× 療養補償の対象にならない場合（例）

- ・乗船前から医療機関で治療を受けている病気やけが
- ・乗船中に発病した病気やけがで、すでに療養補償証明書を使用して受診し、一度「下船後三月満了年月日」を過ぎているもの
- ・自宅で発生した病気やけが（自宅待機中の場合は含みます）
- ・乗船前に受けた健康診断でわかった病気の療養を下船後に受ける場合

⚠ 下船後三月の療養補償の取り扱い上「下船」又は「乗船」とは、実際に船員から陸上に上がること（停泊中の上陸を含みます）又は陸上から船員に乗り組むことをいい、「乗り入れ」又は「雁止め」を意味するものではありません。

雇用契約存続中に発生したものであっても「乗船中」でないものは原則として対象外です。

○ 齢（虫歯・歯周病等）の治療

虫歯や歯周病等は、乗船前から罹患していたものが、たまたま乗船中に顕在化したものと見られるため、原則として対象外です。

なお、長期間（1年以上）操業・航海している船（遠洋マグロ漁船等）に継続して乗船し、その間に発症したものに限り、下船後3月の療養補償の対象となります。該当する場合は、療養補償証明書の下船年月日の上に直前の乗船年月日を記入してください。



全国健康保険協会 船員保険部

船員保険

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

■ 職務上の病気やけがは労災保険の請求手続きをお願いします

平成22年1月1日以後、療養補償証明書の対象となるのは、職務外の病気やけがに限られます。したがって、職務上の病気やけがについては、船員保険の療養補償証明書は使用できませんので、労災保険に療養（補償）給付の請求手続きをお願いいたします。

療養補償証明書の記入上の注意点

○ 負傷原因の記入について

けがの場合は「負傷原因記入欄」を必ず記入ください。なお、船舶内で職務中に発生したけがで、労災保険（労働基準監督署）にて業務上と認められなかった場合は、その旨を負傷原因記入欄の余白に明記して提出してください。

○ 「下船年月日」とは

「下船年月日」欄は、「雁止め」の有無にかかわらず、乗船中に病気やけがが発生してから最初に入港または寄港した日を記入いただきますようお願いいたします（この日付は3ヶ月の療養補償期間の起算日となります）。



「下船年月日」は「雁止め」の日付とは必ずしも一致しませんのでご注意ください。また、乗船中に病気やけがが発生して寄港した後、再出港及び下船した場合であっても、療養補償証明書の「下船年月日」欄に記入する日付は、発生後最初の寄港日になります。

○ 「下船後三月満了年月日」とは

療養補償証明書の有効期間は、下船年月日から3ヶ月後の応答日の前日の属する月の末日までとなりますので、「下船後三月満了年月日」欄に必ずその年月日をご記入ください。

「下船後二月満了年月日」欄の記入例

（例1）平成24年7月31日に下船した場合 → 平成24年10月31日

（例2）平成24年8月1日に下船した場合 → 平成24年10月31日

（例3）平成24年8月2日に下船した場合 → 平成24年11月30日

なお、「下船後三月満了年月日」は、3ヶ月の療養補償期間内に、再乗船により客観的に療養を受けることができない期間があれば、その期間に応じて変更できる場合があります。

詳細は当協会ホームページをご覧いただくか、または船員保険部（03-6862-3060）にお問い合わせください。

新たな福祉事業のイメージ

